

令和7年度

学童保育室入室の手引き



1 学童保育室とは

保護者が労働などの理由で、放課後や夏休みなどに保護者等のいない家庭の小学生児童を対象に、授業の終了後、小学校の空き教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与え、学童保育室内において楽しい集団生活を体験し、学校生活と家庭生活のつなぎの場としての役割を果たしながら、児童の健全育成を図ることを目的として開室しています。

なお、ひと月あたりの開室日に対し半分以上出席できない方や夏休み中だけの利用を目的とされる方の申込みはご遠慮いただきます。

2 対象児童

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生児童で市長が入室を必要と認めた児童を対象とする。

3 実施場所

名 称	所 在 地	電話 (FAX)	定員 (人)
榛原小学校学童保育室	榛原萩原 2145 番地	0745-82-7002(☎・FAX)	70
榛原東小学校学童保育室	榛原赤瀬 190 番地	0745-82-8059(☎・FAX)	80
榛原西小学校学童保育室	榛原下井足 1061 番地	0745-88-0660(☎・FAX)	20
大宇陀小学校学童保育室	大宇陀西山 72 番地の 2	0745-88-9452(☎・FAX)	60
室生小学校学童保育室	室生大野 1912 番地	0745-88-9010(☎・FAX)	30
菟田野小学校学童保育室	菟田野古市場 672 番地	0745-88-9453(☎・FAX)	50
しらゆり学童保育室	榛原下井足 1538 番地の 1	0745-82-6300(☎) 0745-82-6771(FAX)	30

4 開室期間

名 称	期 間	土曜日
榛原小学校学童保育室	4月1日～翌年3月31日 月曜日～金曜日	毎月第2土曜日
榛原東小学校学童保育室		
榛原西小学校学童保育室		
大宇陀小学校学童保育室		
室生小学校学童保育室		
菟田野小学校学童保育室		
しらゆり学童保育室		

5 休室日

名 称	期 間	土曜日
榛原小学校学童保育室	<ul style="list-style-type: none"> ・日曜日、祝祭日、 ・8月13日～15日 ・12月29日～翌年1月3日 	第2土曜日 以外の土曜日
榛原東小学校学童保育室		
榛原西小学校学童保育室		
大宇陀小学校学童保育室		
室生小学校学童保育室		
菟田野小学校学童保育室		
しらゆり学童保育室		

6 開室時間

	通常保育	延長・早朝保育
月～金曜日	放課後 ～17:00	17:00～19:00
長期休業日 (夏休み等)	9:00～17:00	7:30～9:00 17:00～19:00

7 利用料

基本利用料	月額 5,000 円 同一世帯で 2 人以上入室の場合は、2 人目以降半額
保険料	年額 1,820 円
早朝利用料	【4・7・8・12・1・3月】 午前 7 時 30 分以降 30 分ごとに月額 500 円 【5・6・9・10・11・2月】 午前 7 時 30 分以降 30 分ごとに月額 200 円
延長利用料	午後 5 時以降 30 分ごと月額 500 円

8 新年度（4月入室）の申込受付

受付期間：令和6年11月7日（木）～令和6年11月15日（金）

※土日祝祭日除く

但し、学童保育室が開室される第2土曜日（11月9日）については各学童保育室においてのみ午前9時から午後4時30分までの間、受付を行っています。

受付場所：こども未来課、各学童保育室

9 提出書類

(1) 学童保育室入室申請書（児童1人につき1枚提出が必要です。）

(2) 保育が必要となる証明書類

●お勤めの方（外勤、内勤）：「就労証明書」

●自営の方：「就労証明書」と下記の確認書類のいずれか

《確認書類》

- ・営業許可書・開業届・所得税の申告確認のコピー
- ・法人登記簿・仕事用のホームページ・耕作証明書（農業委員会発行）等
確認書類が提出できないときは、学童保育室またはこども未来課にご相談ください。

●出産前後の方：「勤務状況等報告書②」と「母子健康手帳（表紙と分娩予定日欄）の写し」

●病気療養中の方：「勤務状況等報告書②」と「保育ができない状況（治療期間、病状等）が明記された医師の診断書」

●心身に障がいのある方：「勤務状況等報告書②」と「障害者手帳等の写し」

●介護・看護にあたっている方：「勤務状況等報告書③」と次のいずれか

「医師の診断書（治療期間、病状等記載のもの）」か、「障害者手帳等の写し」か、「介護認定区分の記載された介護保険被保険者証の写し」等

●災害等にあわれた方：「勤務状況等報告書③」と「罹災証明書（火災の場合は消防署が、震災・風水害の場合は市役所が、発行したもの）」

●求職中の方：「勤務状況等報告書④」と次のいずれか

「内定通知・雇用契約書の写し」か、「雇用保険受給者証（離職票）の写し」か、「ハローワークの登録証・受付票の写し」か、「労働（人材）派遣会社の登録が確認できるものの写し」等

●就学中の方：「勤務状況等報告書④」と「カリキュラム・時間割の写し」と「在学証明書（入学予定の方は、合格通知書）の写し」

10 入室の決定

保護者の方から提出していただいた申請書類等に基づき、保育が必要となる程度の高い児童から入室者を決定します。（学年が低い児童、保育の必要性が高い児童ほど優先となります。）

また、定員以上の申込みがあった場合は、欠員ができるまでお待ちいただくこ

とがあります。

1 1 入室許可の取消（退室）

次に該当する場合、他の利用者との公平性・公正性の観点などから退出をしていただく場合がありますので、十分注意してください。

- 利用料を長期間滞納し、または繰り返し未納したとき。
- 入室資格がなくなったにもかかわらず退室していないとき。
- 保育室の約束を守れない場合や他の児童に危険な行為を繰り返すとき。
- その他、保育室の運営や他の児童の安全に支障をきたす場合。

【問合せ・受付窓口】

宇陀市役所 健康福祉部 こども未来課

TEL：0745-82-2236（直通）

IP：0745-88-9080